奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行
（職務に係る標準的な職） 第一条　県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。 職務の種類 一　県立学校職員が行う職務 職制上の段階 一～七　略 八　法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条におい 標準的な職 略	（職務に係る標準的な職） 第一条　県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。 職務の種類 一　県立学校職員が行う職務 職制上の段階 一～七　略 八　法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条におい 標準的な職 略

改正案		て準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項並びに第八十二条において準用する第六十条第一項に規定するうち、事務職員の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号。以下「規則」という。）第三十一条の三第一項に規定する事務長及び第三十一条の七第三項に規定する副主幹の属する職制上の段階
	九～十三 略	
現行		て準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号。以下「規則」という。）第三十一条の三第一項に規定する事務長の属する職制上の段階
	九～十三 略	

二略	改正案
二略	現行